

### ○長久手市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月26日

条例第8号

改正 平成20年3月28日条例第11号

平成20年9月24日条例第20号

平成25年2月28日条例第2号

(題名改称)

注 平成25年2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第 16項までの規定に基づき、長久手市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必 要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必 要な事項を定めるものとする。

(平25条例2·一部改正)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、長久手市議会議員の職にある者(以下「議員」という。) に対し交付する。

(平25条例2・一部改正)

(交付額)

#### <案1>

- 第3条 議員に係る政務活動費は、<del>月額1万円を月の初日に在職する議員に対し</del>年額12 万円(以下「年額」という。)を交付する。
- 2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散 があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付について は、これらの事由が生じなかったものとみなす。
- 2 年度の途中において議員の任期が満了する場合の政務活動費の額は、年額を12で除 して得た額(以下「月額」という。)に、その年の4月から任期満了の日の属する月の前

月までの月数(任期満了の日が月の末日に当たるときは、当該月までの月数)を乗じて 得た額とする。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月から政務活動費を交付する。この場合における政務活動費の額は、月額に議員となった日の属する月からその年度末までの月数を乗じて得た額とする。

# < 案 2 >

- 第3条 議員に係る政務活動費は、<del>月額1万円を月の初日に在職する議員に対し</del>年額12 万円(以下「年額」という。)を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、 当該各号に掲げる額を交付する。
  - (1) 年度の中途で議員の任期が満了する場合 年額を12で除して得た額(以下「月額」という。)に4月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額
  - (2) 年度の中途から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月 (議員となった日が月の初日に当たる場合は当月)から3月までの月数を乗じて得た額
- 2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散 があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付について は、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(平25条例2·一部改正)

(交付申請)

- 第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月10日までに政務活動 費交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 年度の途中において、新たに議員となった者に対しては<del>補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による当選を含む。第6条第3項において同じ。)は</del>、任期開始の日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請に係る議員について、政務活動費の交付の決

定を行い、議員に通知しなければならない。

(平 2 5 条例 2 · 一部改正)

(交付請求及び交付方法)

- 第6条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、政務活動費を<del>一括して</del>市長に請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 3 年度の途中において、新たに議員となった者に対しては<del>補欠選挙により議員が当選したときは、</del>月額に任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)から3月までの月数を乗じて得た額分以降の政務活動費を当該当選議員に対し、交付する。
- 4 議員は、年度の途中において、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散(第 8条第2項において「任期満了等」という。)により議員でなくなったときは、議員でな くなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を 速やかに返還しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第7条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の 意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に 要する経費に対して交付する。
- 2 議員は、政務活動費を別表に定める範囲において使用しなければならない。

(平25条例2·一部改正)

(収支報告書)

- 第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」 という。)を、年度終了日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならな い。
- 2 議員は、任期満了等により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員 でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算し

て20日以内に議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを、市長に送付しなければならない。

(平25条例2·一部改正)

(政務活動費の返還)

第9条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出(第7条第2項に規定する別表に基づく支出をいう。)の 総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

(平25条例2·一部改正)

(収支報告書の保存及び閲覧)

- 第10条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、 提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。 (透明性の確保)
- 第11条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(平25条例2・追加)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が 規則で定める。

(平25条例2・旧第11条繰下・一部改正)

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第2号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この 条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの 条例による改正前の長久手市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付され た政務調査費については、なお従前の例による。

## 別表(第7条関係)

(平25条例2・追加)

(十20末月2 起加)	
項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託
	に要する経費(調査委託費、旅費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費(参
	加費、旅費等)
会議費	議員が行う市政に関する住民の要望及び意見を聴取するための各種
	会議に要する経費(会場費、機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷製本
	費等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
	(書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経
	費(広報紙、報告書等印刷費、送料、新聞折り込み費等)

## 附則

この条例は、平成○○年○月○日から施行する。